

改定案

公益社団法人東京都薬剤師会
会 費 規 程平成25年4月1日 施行
平成28年3月26日 一部改正
令和8年3月14日 一部改正

公益社団法人東京都薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条第4項及び会員規程第4条第3項の規定に関わる会員の会費額は次のとおりとする。

なお、本規程に定める会費額は、年度開始前に総会において承認を得るものとする。

種別	区分	金 額
◆ 正 会 員	A 年額	¥56,000
◆ 正 会 員	B 年額	¥28,000
※ ただし、別記1に該当する者は除く。		
◆ 賛助会員	— 年額	¥56,000
◆ 特別会員	— 年額	¥28,000※
※ ただし、別記2の職区分に該当する者は除く。		
◆ 名誉会員	—	会費負担免除

<別記1> 正会員Bのうち、入会の前年度内に薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を取得した者については、当該入会年度の会費を無料とする。

<別記2> 特別会員のうち、特に指定する職区分の会費額

- 大学等の教職員等 年額 ¥7,000
 - 登録販売者 年額 ¥7,000
 - 薬学を専攻する学生 年額 ¥0
- （薬科大学・薬学部等の大学・大学院の薬剤師養成教育課程の在籍者）

【会費納入期限】

<地区及び職域薬剤師会会員の納入期限と1名あたりの金額>

地区及び職域薬剤師会は、下記期限までに所属会員分の会費を取り纏めて本会に納入する。

	期 限	A 金 額	B 金 額
第1期（ 4月～ 7月）	6月末日	¥19,000	¥10,000
第2期（ 8月～11月）	9月末日	¥19,000	¥9,000
第3期（12月～ 3月）	12月末日	¥18,000	¥9,000

年度途中に入会の者は、入会する期の会費から納入する。

<地区及び職域薬剤師会に所属しない会員>

継続会員は、7月末日までに会費年額を納入する。

年度途中に入会の者は、入会時に年額を納入する。